

北里大学北里研究所病院

行動制限(身体的拘束)最小化のための指針

高齢者医療支援チーム部会

# 行動制限(身体的拘束)最小化のための指針

## I. はじめに

北里大学北里研究所病院（以下、「当院」という。）は、基本理念である「心ある医療」のもと、患者の尊厳と基本的人権を尊重し、安全で質の高い医療の提供に努める。

行動制限（身体的拘束）は、患者の行動の自由を制限するだけでなく、身体的・精神的な苦痛や様々な弊害をもたらすため、実施しないことを原則とする。

当院では、患者又は他者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、行動制限（身体的拘束）を行わない診療・看護の提供に努めるとともに、患者の尊厳を守る医療・ケアを実践するため、本指針を定める。

## II. 基本方針

### 1. 行動制限(身体的拘束)最小化に関する基本的な考え方

行動制限（身体的拘束）は、患者の自由を制限するだけでなく、身体的・精神的な弊害を及ぼす可能性がある。そのため、行動制限（身体的拘束）は原則として実施しないものとし、患者または他者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合に限り、法令および本指針に基づき適切に実施する。実施する場合は、その必要性を多職種で十分に検討し、患者及び家族等へ十分な説明を行うとともに、必要最小限の方法・期間とし、早期解除に向けて継続的な評価を行う。

### 2. 行動制限・身体的拘束の定義

- 1) **身体的拘束**：直接患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を制限しその運動を抑制すること
- 2) **離床キャッチ**：直接患者の身体又は衣服に触れないが、使用方法によっては患者の動きを制限する可能性があること
- 3) **行動制限**：身体的拘束・離床キャッチどちらも含み、何らかの行動制限用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束、および行動を制限すること

#### 4) 3種類のロック(スリーロック)

行動制限は、「フィジカルロック」「ドラッグロック」「スピーチロック」の3種類に分類できる。本指針では、フィジカルロック（身体的拘束）を中心に示すが、ドラッグロックおよびスピーチロックについても患者の尊厳を守る観点から最小化に努める。

|          |                                                                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フィジカルロック | 身体を物理的に拘束すること（身体的拘束）                                                                                                     |
| ドラッグロック  | 向精神薬等を過剰または不適切に投与し、患者の行動や意思を無理に抑え込む行為（薬剤的拘束）                                                                             |
| スピーチロック  | 言葉によって相手の行動を制限し、心理的に拘束する行為（言葉による拘束）<br>例：「立たないで」「動かないで」「ちょっと待って」（言葉による拘束）<br>目に見えにくく、無意識に行われることも少なくないため、日常的に意識して最小化に努める。 |

### 3. 行動制限(身体的拘束等)になる具体的な行為

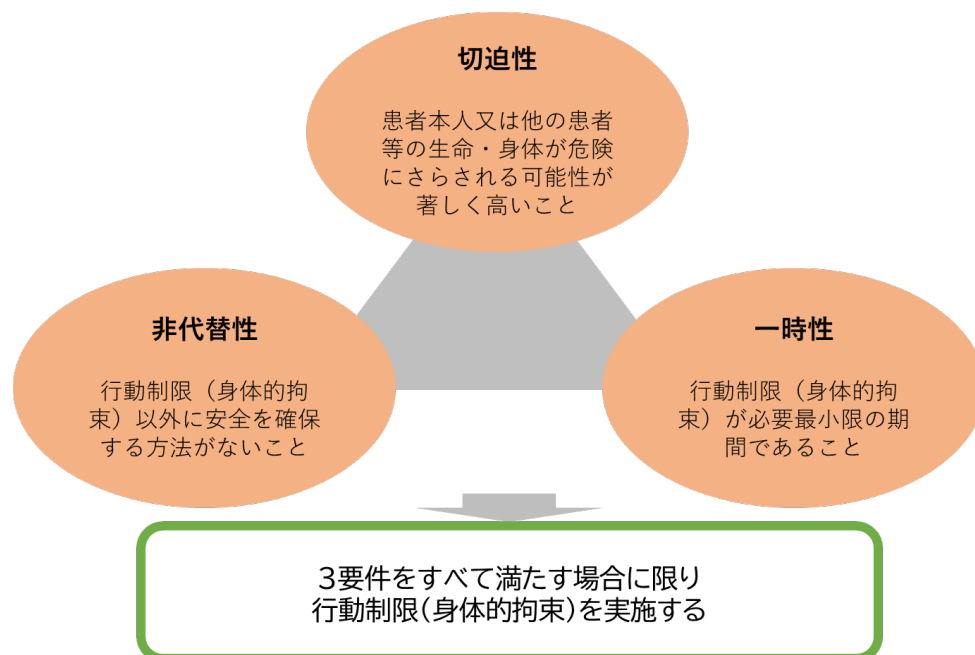
本項は、「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)に示される身体的拘束の具体例を基本とし、当院では行動制限最小化の観点から、ドラッグロック及びスピーチロックを含めたものである。

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。(ドラッグロック)
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑫ 命令口調などの言葉により、患者の行動を制限する。(スピーチロック)

### 4. 緊急やむを得ず行動制限(身体的拘束)を行う場合の対応

#### 1) 緊急やむを得ない場合に該当する3要件

行動制限(身体的拘束)は以下の3つの要件を全て満たす場合に限り実施する



#### 2) 実施の原則

- (1) 行動制限(身体的拘束)の実施は、多職種で3要件を検討した上で医師が決定する。

(2) 実施にあたっては、医師が患者及び家族へ十分に説明し、同意を得ることを原則とする。

(3) 実施中は継続的に評価を行い、必要最小限の期間とし、早期解除に努める。

### 3) 解除

3 要件を満たさなくなった場合は、医師の指示のもと速やかに解除する。なお、具体的な実施方法、説明・同意、観察・記録、カンファレンス及び解除手順については、「行動制限運用マニュアル」に定める。

## 5. 行動制限(身体的拘束)最小化のための基本的な取り組み

当院は、行動制限(身体的拘束)を実施しないことを原則とし、患者の尊厳を守り、安全かつ安心で  
きる療養環境を提供するため、以下の事項を実践する。

- 1) 患者の状態や行動に至った背景を十分にアセスメントし、身体的・精神的・環境的要因を多角的に評価する。
- 2) 行動制限(身体的拘束)の必要性について複数の医療者で検討し、代替可能な方法を十分に検討する。
- 3) 行動制限(身体的拘束)を実施する場合は、多職種が連携して患者の病状及び全身状態の安定を図るとともに、継続的に必要性を評価し、必要最小限の方法・期間とし、早期解除に努める。  
患者の身体又は衣服に直接触れない離床キャッチについても、患者の自由な行動を制限する可能性があることを認識し、必要最小限の使用に努める。
- 4) 行動制限(身体的拘束)を必要としない医療・ケアを実践するため、日常的に次の事項を実践する。
  - ① 5つの基本的ケアを実践する
    - **起 き る**：日中は可能な限り離床し、生活リズムを整える。
    - **食 べ る**：適切な栄養・水分摂取を支援し、安全で楽しく食事ができる環境を整える。
    - **排 泄 す る**：患者一人ひとりの排泄リズムを把握し、尊厳に配慮した排泄支援を行う。
    - **清潔にする**：清潔の保持と身だしなみを整え、快適な療養環境を提供する。
    - **活 動 す る**：患者の状態に応じた活動やリハビリテーションを取り入れ、心身機能の維持向上を図る。
  - ② 患者の尊厳及び意思を尊重し、患者主体の医療・ケアを実践する
  - ③ 言葉や態度によって患者の精神的・心理的自由を妨げることがないように配慮し、スピーチロックの防止に努める
  - ④ 患者及び家族の思いを尊重し、多職種が協働して個々の患者に応じた医療・ケアを提供する
  - ⑤ 行動制限(身体的拘束)が必要となる原因の把握及び除去に努め、認知症ケア、せん妄予防等の非薬物療法を積極的に実践する。
- 5) 薬剤による行動の制限は身体的拘束には該当しないが、必要性を十分に評価した上で、患者及び家族へ説明し同意を得て使用する。
  - ① 生命維持装置装着中や検査時等に鎮静を行う場合は、必要最小限の鎮静深度となるよう適切な薬剤管理を行う。
  - ② 向精神薬等を使用する場合は、患者に不利益が生じないように、必要最小限の用量及び期間で使用

する。

### III. 行動制限(身体的拘束)最小化のための体制

当院は、行動制限（身体的拘束）最小化を推進するため、「身体的拘束最小化チーム」を設置する。  
なお、本チームは高齢者医療支援チーム部会が兼任する。

1) チームの構成

高齢者医療支援チーム部会設置基準に準ずる。

2) チームの役割

- ① 行動制限（身体的拘束）の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ② 行動制限（身体的拘束）実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③ 定期的に医療安全管理室と協働し本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④ 行動制限（身体的拘束）最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

### IV. 行動制限(身体的拘束)最小化のための研修

当院は、医療・ケアに携わる職員に対し、行動制限（身体的拘束）最小化に関する知識及び技術の向上を目的として、教育・研修を実施する。

- 1) 定期的な教育研修（年2回以上）を実施する。
- 2) 必要に応じて臨時の教育・研修を実施する。
- 3) 研修の実施内容及び参加状況を記録し、適切に管理する。

### V. この指針の閲覧について

本指針は、患者及び家族等から求めがあった場合は閲覧できるものとするとともに、院内において職員が常時閲覧できるよう整備する。

| 改訂日       | 内容             | 承認           |
|-----------|----------------|--------------|
| 2024.11.1 | 新規作成           | 高齢者医療支援チーム部会 |
| 2026.7.9  | 行動制限マニュアルと役割整理 | 高齢者医療支援チーム部会 |